

# 平成28年葛巻町議会7月定例会議 会議録（第4号）

（輝くふるさと常任委員会）

平成28年7月5日（火）

午前10時 開 議

## 【開 会】

【会議録署名委員の指名】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

日程第1 会議録署名委員の指名

## 【承認第1号・議案第26号～議案第30号審査】

日程第2 承認第1号 葛巻町町税条例等の一部を改正する条例制定の専決処分  
に関し承認を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

日程第3 議案第26号 平成28年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）・・・・・・・・ 5

日程第4 議案第27号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数  
の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協  
議に関し議決を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

日程第5 議案第28号 養護老人ホーム葛葉荘整備工事の請負契約の締結に関し  
議決を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

日程第6 議案第29号 財産の取得に関し議決を求めることについて・・・・・・・・ 16

日程第7 議案第30号 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることに  
ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

平成28年葛巻町議会7月定例会議 会議録（第4号）輝くふるさと常任委員会

7月定例会議 議事日程告示年月日	平成28年6月23日（木）			
定例会議再開年月日	平成28年7月1日（金）			
会議の場所	葛巻町役場			
会議年月日	平成28年7月5日（火） 開会10時00分 閉会11時17分			
委員出席状況  (凡例)  ○ 出席 △ 欠席 遅早 遅早 席席刻退	委員氏名	出席の有無	委員氏名	出席の有無
	畑 福 弘	○	姉 帯 春 治	○
	山 崎 邦 廣	○	山 岸 はる美	○
	大 平 守	○	辰 柳 敬 一	○
	柴 田 勇 雄	○	高 宮 一 明	○
	鈴 木 満	○	中 崎 和 久	—
会議録署名委員	畑 福 弘		姉 帯 春 治	
会議の書記	議会事務局長	澤 口 節 子	議会事務局総務係長	遠 藤 政 明

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
	町 長	鈴 木 重 男	健康福祉課長	深澤口 和 則
	副 町 長	觸 澤 義 美	農林環境エネルギー課長	中 村 輝 実
	教育委員長		建設水道課長	冬 村 一 彦
	農業委員会長		教育委員会教育次長	檜 木 幸 夫
	代表監査委員		病院事務局長	岩 泉 宇 昭
	教 育 長	中 田 直 雅	農業委員会事務局長	村 上 明 彦
	総務企画課長	丹 内 勉	総務企画課室長	波 紫 徳 彰
	政策秘書課長	山 下 弘 司	総務企画課財政係長	近 藤 桂 太
	住民会計課長	村 中 英 治		

( 開会時刻 10時00分 )

#### 輝くふるさと常任委員長 ( 鈴木満君 )

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから、輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は、9名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりです。

これから、本日の審査日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長から、畑福弘委員及び姉帯春治委員を指名します。

それでは、ただいまから、議案審査を行います。

質疑、答弁とも簡潔、明快をお願いします。

また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示し、一問一答方式で質疑願います。

はじめに、日程第2、承認第1号、葛巻町町税条例等の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

それでは、議案集の方ではなく、議案資料の方で質問をさせていただきたいと思えます。こちらの方が分かりやすいかと思っております。

2ページに車体課税のところがございます。この中で、今回の改正で、軽自動車税の中で環境性能割が新たに導入されるというような項目が入っております。これが入ることによって利用者の負担はどのように変わるのか、その中身について、新しくなれば、このような形になるというように例示していただければ有り難いと思えます。

#### 輝くふるさと常任委員長 ( 鈴木満君 )

住民会計課長。

#### 住民会計課長 ( 村中英治君 )

それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

軽自動車税の環境性能割につきましては、新たに創設された税ということでございます。県税の普通自動車につきましては自動車取得税というのがございまして、これがなくなる代わりに環境性能割というものが設けられることとなりますが、軽自動車については新たに環境性能割が増えるということで、納めていただく立場からすると、税がひとつ増えるというようなことになるものでございます。

これにつきましては、車を売買で取得した際に課税をされるということで、今の自動車取得税と同じような仕組みになってございます。販売店が手続を代行して、県を通じ

て、県の方に納付をする。それで、県の方で取りまとめて、1カ月後くらいに各市町村に送金をしていただくというようなことで、町の税であります。県が徴収をするという形になってございます。

それで、議案資料の4ページの上のところに表がありまして、税率が出てございます。自動車の種類によりまして、税率が大きく五つに分かれてございます。一番上が電気自動車あるいは燃料電池車等、CO<sub>2</sub>をほとんど出さないような種類のもの、それから、32年の燃費基準というのがありますが、それをプラス10パーセントで達成したものについては非課税ということでございますが、あと、燃費基準に応じて1パーセント、2パーセントという段階があります。これについては、2パーセントが二つの欄になっておりますが、本則上は3パーセントまでございます。それで、経過措置で当面は2パーセントまでにするという事になってございますので、2パーセントが最大ということになりますので、1,000,000円の自動車を購入した場合には最大で20,000円、1パーセントですと10,000円、あるいは電気自動車等ですとゼロという、そういう三つの区分で課税されたり、非課税になったりということで、10,000,000円の軽自動車ですと20,000円くらいの負担をいただくことに、来年の4月からということになりますが、現時点ではそういう状況になってございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

あと、この軽自動車税の中で、種別割というような2本立てになって、今回、新税目であります環境性能別の導入は県が徴収するというようなことですが、この種別割というような部分についてはどのような、これは税率等はもう関係なく、この新税目だけが増えてくるというような理解でよろしいでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

今ご質問いただいたとおりでございます。税の種類が増えましたので、種別割という名称が変わったということございまして、従来の軽自動車税と内容的には全く変わる場所がございません。

先ほどの補足をさせていただきますと、消費税を10パーセントにした段階においてという部分がありますので、今、消費税の再延長ということもありますので、これについては、今後、法律改正等によっては、さらに延長されるということ等もあろうかと存じます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

ひとつの条件で、消費税率が10パーセントの引上時というような部分では了解いたしました。このような形での専決処分がなされたというようなことのようにございます。

次に、4ページをお開きいただきと思いますが、国民健康保険税での基礎課税額、改正前520,000円、改正後は540,000円になっておりますし、後期高齢者支援金等課税額では170,000円が190,000円、それぞれ20,000円引き上げになっているわけですが、これに伴う影響額の積算、それから対象世帯数等々の状況はどのように変化するでしょうか、お知らせください。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

#### 住民会計課長（村中英治君）

国保税の限度額の関係でございます。今回、基本課税額のところで20,000円、後期高齢者支援金等課税額のところで20,000円の限度額を引き上げるという内容でございますが、今年度の国保この後通知を申し上げることになってございますが、大体のところが出ておまして、基礎課税額の限度額になる方が30世帯となっております。昨年度は18世帯でしたので、12世帯ほど限度額の方が増えるような状況でございます。後期高齢者についても19世帯ということで、昨年10世帯から9世帯増えてございます。基礎課税額のところで申し上げますと、30世帯ということでございますので、この30世帯の方々が、引き上げがなければ20,000円税額が少なかったということから計算しますと、30世帯ですので600,000円くらい、ここの部分で税が増えるというようなことにもなってございます。ちょうど、この限度額あたりのところが、自営とか農業の方で毎年収入額の増減があったりするような部分でございます。今年度の確定申告等でも農業所得等がかなり伸びてございますので、そういった方々で限度額に該当する方々が増えているのかなというように思っておりますが、全体的な影響額が1,000,000円くらいなのかなというように考えているところでございます。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

この部分については、おおよそ分かりました。

次に、その下にございます町民税でございますが、今回新たに追加ということ、医療費控除の部分では特定一般用医療薬品等購入費を支払った場合、この条件がついて12,000円から88,000円の控除がされるというような部分でございますが、施行日が30年1月1日となっております。非常に我々には分かりづらい部分なのですが、こ

の特定一般用医療薬品、どのようなものを買った場合には、この医療費控除の対象になるのか見えにくいところがございます。そして、受けるためにはどのようなものを準備しておかなければならないのか、その中身についてお知らせをいただきたいと思います。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

#### 住民会計課長（村中英治君）

特定一般用医療薬品等の関係でございますが、今年4月からスタートした制度になっております。これは、これまで病院でしか処方できなかった薬について、薬品メーカーの申請によって認められると、それを一般の方々に売ることができるようになる制度が4月からスタートしてございます。

それに併せて税の対応、医療費控除も追加をされたところでございます。これまでの医療費控除、病院に負担した実質負担の部分の医療費が控除を受けるという制度が、今回追加された制度のどちらかを選んで申告をしていただくということになります。

特定一般用医療薬品については、具体的には風邪薬、胃腸薬、それから肩こり、腰痛等の貼薬、そういったもの等が想定されておまして、現在まだ具体的に商品として、こういうものが認められたというのは、これからのようでございますが、今後そういうものが増えていくものと思われまます。

それで、例えば、試算してみましたが、20,000円ほどこういう風邪薬等を一年間で購入して、この控除を受けた場合には、年間20,000円購入したということでありまますと、所得税で1,600円、住民税で800円ほど、合わせて2,400円でしょうか、そのくらいの減税になるというものでございます。

この目的については、WHO、世界保健機関ですが、そちらの方で、自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすることという、そういうことを推進していこうということがございまして、そういったものを踏まえて、自主的な服薬の推進というようなことで設けられた医療の関係の制度で、それに乗っかってといたしますか、税上も優遇をするというような、そういう制度として設けられたものでございます。確定申告の際に領収書等を添付して申請をするということでございます。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

おおよそは理解しましたけども、その対象となる医療薬品等についてはこれからというようにございまして、それぞれの対象者、非常に多いものと思われまますので、この薬品名等々が決定の暁には住民への周知等を徹底されまして、ぜひ医療費控除が受けられるような制度にやっていただきたいと、これは要望でございます。以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、承認第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

承認第1号、葛巻町町税条例等の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、承認第1号、葛巻町町税条例等の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、日程第3、議案第26号、平成28年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

山崎委員。

山崎邦廣委員

ページ数10ページでございます。2款、総務費、10目の基金管理費、公共施設等整備基金について伺います。公共施設等整備基金につきましては、いろいろあります基金の中でも比重は大きいわけでございますけれども、当町の施設等の老朽化、そういった現状から今後の基金管理の考え方につきまして伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

公共施設等基金の関係につきましては、一般質問等でも関連が出たわけでございますけれども、主には、実態とすれば病院の建設費等に充てているわけございまして、そういったひとつには、これから整備する部分、あるいは老朽化に伴って改修する部分の、いわゆる起債とか補助金がかからない単独の分がどうしても出ますので、そこに充てる費用。それから、もうひとつは、建てた後の償還が出るわけですが、その財源とする部分、大きくはその二つが実際的な用途としては出てきます。

そういった中で、今回も公共施設の総合管理計画等々を立てるわけですが、総合計画

等、あるいは、そういったものと照らし合わせながら、全体の管理と維持費、財政状況等を踏まえまして、その公共施設等基金のどの程度が適当か、今回の一般質問等でも関連も出たわけですが、これから30年経過するものが7割超えるというような状況の中では、相応の基金の積み立ても必要かとは思ってございますが、そういったものを勘案しながら管理していきたいというように思っています。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

7ページお願いしたいと思いますが、7ページに総務費国庫補助金、二つの補助金が計上になっております。ICTまち・ひと・しごと創生推進事業費補助金、国からの10分の10の補助29,676,000円と、その下に、過疎地域等自立活性化推進交付金、これも国の10分の10で4,000,000円というようなことで、これを使って歳出の方に事業が計上されているわけですが、たぶん10分の10ですから、それなりの審査があったと思っております。総務省の説明では補助というように伺ったような感じがしておりますが、例えばICTまち・ひと・しごと等の補助金についても、いわゆる町の方でこの助成を受けるにあたって、いろいろな審査を国の方から受けたのではないかと、この過疎地域等についても、そのように考えられますけども、こういったような部分では、この採択を受けられたどのようなものが優位性を持って採択を受けたのか、全国でどの程度の市町村がこのような補助金を受けたのか、その内容についてお伺いをいたしたいと思っておりますし、また、この事業費補助金を受けるにあたっては、町で率先して手を挙げた結果の補助金なのかどうか、その経緯について、お伺いをいたしたいと思っております。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

#### 総務企画課長（丹内勉君）

今、資料をまとめている部分もございますので、とりあえず審査の状況ということでございますけども、これは、どちらも総務省の方の補助金でございますが、最近では総務省の方の直接補助金の場合は、いわゆる仙台の東北通信局とか、そういったところでの直接やり取りになりまして、特に事前のやり取りといいますか、そういったものもございまして、当然2回、3回、あるいは資料の手直し等とか、そういったものもございまして、それなりのクリアをするのは結構レベルが高いような状況にはなってはございません。

それから、全国状況ですが、ICTの方は全国で24団体応募して、11団体が採択ということがございます。それから、過疎地域の方は申請団体等は未公表になっているようでございます。どちらも国が直接というか、国の方で選ばれた有識者等による審査ということになっております。そういった状況でございますので、客観的な指摘とか、



そういった部分での審査というのもある程度厳しいというように認識してございます。

それから、町の方から直接、積極的にという部分につきましては、例えばICTの方についても見守り支援というような課題もございまして、それから、過疎地域の方についても、中心市街地の部分をどうにかしたいという中で、いろいろな情報を得ることができまして、うちの方から手を挙げたという状況でございまして、以上でございます。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

今のお話ですと、有識者の方々の審査の中で24団体中11団体が選ばれたと、その中で、この事業を実施するというようなお答えのようでございますが、この推進をするにあたって、それぞれメニュー等も決まって、この9ページの歳出の方に地域情報化推進事業として組み込まれていると思われましても、こういったような10分の10のせっかくの事業費でございます。創生推進事業の部分についてももう少し詳しく説明をいただきたいなというように思いますし、また、併せて、過疎地域等自立活性化交付金についてもどのようなものかをもっと詳しく説明をしていただきたいなと思っております。

例えば過疎化の方でも、いろいろな使い道が、たぶん限定されているであろうと思われましますので、こういったようなものが、例えば高齢者の方々へのいろいろな連絡網等に使用するというようにいった場合でも、課題等も無きにしも非ずで、それに高齢者の方々が対応できるのかどうか、もう少し分かりやすいような形での説明をいただければ有り難いと、そのように思います。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

#### 総務企画課長（丹内勉君）

まず、ICTの関係の方ですけども、少し資料の方を棒読みになるかもしれませんが、ご容赦いただきたいと思っております。

ICTの方につきましては、自宅のテレビにSTBと言われる、セットトップボックスという名称のもののようなのですが、その装置とカードリーダーというものを設置しまして、想定しておりますことは、保健センター等で一人暮らしの高齢者等の健康状態、状況を把握することが可能となり、1人で複数の高齢者の方々の把握ができるということが可能となります。それで、町から行政情報配信の実施や、病院あるいは各施設、例えばJR駅とか、どこに置くかは別としまして、そういったところにマイナンバーカードの読取機械、カードリーダーというものを置きまして、行動履歴の管理が可能となるというようなことでございます。それで、その自分の行動についても、自宅のテレビで自分も確認できるということで、遠方の家族や地域の見守り役の方々も、そのメール配信により状況把握が可能となるというようなものでございます。

そして、今現在、想定しておりますシステムの構築についてでございますけども、ひとつは健康管理機能ということで、STBと言われるものにマイナンバーカードをかざして、テレビのリモコンのカラーボタンによって健康状況を登録する。それから、登録した内容については保健センター等で確認が可能となる。それから、入力した内容については、メール配信により家族や地域の見守り役の方に配信が可能となる。そして、例えば朝起きて、そのリモコンで高齢者の方がボタンを押す、簡単に言えばそういう操作が必要になるようでございますので、そういった場合に、例えばそういったのが行われていなかった場合は保健師の方から連絡をとって、直接自宅に出向いて、その状況等を確認すると、そういったようなことを想定してございます。

それで、病院とかデイサービスなどに行ったときも、その受診状況により行動履歴をテレビ画面で確認できるというようなことになってございまして、まずは高齢者の方々が今現在どこにいるか、どういう行動をなさっているかというのを大雑把なところでは確認できるという、そういう見守り支援ということに重点をおいてございますので、一番の課題は、その高齢者の方々が、では、そのリモコンを操作できるかというのが当然として課題でございます。これにつきましても、今、総務省の方で実証事業としてイメージしてございますのは、今現在の方々もそうですけども、将来的にこういったものを設備して、これからの高齢化社会に向けて、次の世代ではこういったのが一般的になるようにということで、少し若い世代への普及も考えているようでございます。そういった意味での今回の実証事業でございます。

それから、集落支援ですけども、これにつきましては、本町の場合は町中心部が結果として高齢化率が一番高いというようなことで、この課題ということで上げて採択になった経緯がございまして、そういった中で、中心市街地の活性化事業を今進めておりますけども、エリア的あるいは事業的にもそことダブる部分がございます。町としては、その中心市街地の活性化といえますか、今は予算的なもの等がございまして進められなかった部分もございまして、それを、さらに進めたいというイメージも持っております。

具体的な事業としまして四つほど、言葉で言いますと、ひと・くらし・しごとの拠点づくり事業、葛巻ものづくり資源の掘り起こしと協創事業、葛巻で集う事業、若者が輝く職人と匠の工房ビジネス創出事業というような、その事業を組んで取り組んでいきたいというものでございます。

具体的には、今、事業主体でありますまちなか活性化協議会と進め方について調整中でございますので、断定的には申し上げられない部分はまだありますけども、例えば、本当のハード部分はできませんけども、少額程度のハード整備であれば可能などころもあるようでございますので、化粧直し程度になるかもしれませんけども旧町屋住宅の改修とか、それから町の駅の魅力創出事業とか、職人とかアーティスト滞在誘致事業とかということで、その専門の方を呼んできての講習、指導とか、それから新商品開発事業ということで、アドバイザーをお願いして新商品の開発の指導をいただくとか、それから都会の若い人たちを呼んできて、この活性化をするためにはどういったことがいいかという、そのアイディアの部分を実際葛巻で短期滞在してもらって、そういうご意見を

聞くとか、そういったものを体系的にやっていきたいというように思っています。  
以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

説明すれば今みたいに非常に分かりにくい、長くなるわけですが、いずれ、この創生事業につきましても、これが町民の方へ下りていく事業なわけでございます、先ほどマイナンバーカードの活用を想定するというようなお話もありました。そうしますと、このマイナンバーカードの取得から、住民の方々から理解もいただかなければならないだろうと、あとはリモコンの操作とか、いずれ、そういったような部分を活用しなければ、こういったような十分な機能を果たせないというように考えているわけです。そういったような形では、如何に分かりやすく町民の方々にこういったような、せっかく総務省からの採択をいただいたの10分の10の事業ですので、こういったような周知方法が非常に私は課題もあるのではないかと考えておりますので、先ほど説明されたような分かりやすいような形での住民への周知をぜひ早急にやっていただきたいと思っております。そうでなければ、せっかく、このような事業を展開しても、成果が得られないのではないかと、このように思うわけです。

それから、過疎化の方のことについても全く同じような感じで、このような事業で葛巻の若者たちの働く方々の、いわゆる勇気づけというような形での、たぶん醸成であろうと思っておりますので、そういったような部分についてももう少し、やはり広く住民の方々にこういったような事業をPRしていただくような工夫が必要ではないかと、このように思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

ご指摘の点につきましては承知いたしました。分かりやすいということの部分について十分配慮したいと思います。

それから、参考までにICTの方の事業につきまして、進め方については高齢者の方々、町内の全世帯対象ということではなくて、今回は実証事業でございますので、50世帯くらいをピックアップしての事業推進になりますので、ご報告申し上げます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

何回も同じようなことを繰り返すようですが、せっかくの10分の10の良い補助金です。この事業推進にあたっては良い事業になるように特段のご努力をお願いしたいと、このように思っておりますので、住民の方々との連携をさらに強めて良い事業になってほしいなど、そのように願っておりますので頑張ってください。

その次に、7ページでございますが、雑入の中で一般廃棄物の焼却費用負担金5,130,000円計上になっております。これと併せまして、歳出の方にも同じく、同じ額が塵芥処理費の中でこのように計上になって、これが関連性があると思われま

す。こういったような中で、補正予算だけ見れば何の不可解もない、負担金が入ってきて、こちらの方の委託費で支払えばいいなというような感じがしますが、過日の全員協議会の中でも説明があったとおり、この町清掃センターの大規模改修工事にあつての工事不良に伴う、瑕疵担保責任の再施工に伴う、こういったような負担金と思われま

す。こういったような部分では、過日6月1日に常任委員会の視察もあそこをさせていただいたわけでございます。そういったような部分では、こういったような事例の説明等はなかったものとして、完全に稼働しているものだとばかり実は思っておりました。

こういったような中で、この瑕疵担保責任による工事の再施工に伴う、こういったような予算計上になったというようなことではございますが、そういったような部分では、やはり、そのような事実関係を把握した部分については、そういったような機会にも議会の方にもよく説明をしていただいて、現場まで行っているわけですから、現在の稼働状況と、間もなくこういったような問題で中断せざるを得ない、稼働停止にならざるを得ないというような事情も説明があれば最もよかつたなど、このように思っておりますが、その点についてはいかがでしょう。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

#### 農林環境エネルギー課長（中村輝実君）

ただいまのご指摘につきましては、現地の調査のときにそういった説明をするということが本来であったところを抜けておりましたところ大変申し訳ございませんでした。

事実確認のお話になりますけれども、施設につきましては、現在のところ稼働につきましては通常どおりできる状況になっております。

今回の補修に関しましては、この施設につきましては、延命措置という形で将来的にも長く使っていくということになっております。今回、その炉の中身につきましては改修ということになりますけれども、不定形耐火物と言われる、いわゆるセメントというか、漆喰みたいなものなのですけれども、その施工状況が水分管理が甘いためにクラック等が入るというような状況が今生じているところでございます。これが大きい傷になってきますと、将来的な延命の意味がなくなってしまうので、そういう状況にならないようにメーカーの方に原因調査の方を行っていただきましたところ、その水分含量の調整がうまくいっていなかったということで、メーカー責任によりまして、全面再施工を行うというような形になったというのが今回の経緯でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

いろいろな考え方があろうかと思っておりますが、町といたしましては請負金額も多額ですよね。このように大規模修繕というような形で374,000,000円も工事費をかけているわけです。さらに、これでいきますと、こういったようなことに基づいて、9月から10月まで2カ月間この稼働停止をして、こういったような委託料を支払わなければならないという事例が既に発生しての提案なわけですね。その辺のあたりを、では、誰にも責任がないのかというようなことになってくると私は思いますよ。ですから、ただただ分からないようなままでの、こういったような部分ではなくてもう少し、これから2カ月間もあそこの施設が、370,000,000円もかけて稼働停止になるわけですから、そういったような部分については、住民の方々に非常に迷惑をかけることなのです。そのことをもう少し意識してもらいたい、私はそのように思います。これの瑕疵担保で5,130,000円払っただけで済む問題ではない、私はそのように考えます。それで、これまでの、こういったような部分でも、この施工不良の再発防止策は全く分かりませんし、町民に対してこういったような、この不良工事に対しての責任の所在もどのように考えているのかも分かりません。こういったような部分はどうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（中村輝実君）

ただいまのご指摘につきまして、お答えさせていただきます。

最初に、この費用の負担等につきまして再度ご説明させていただきます。この費用につきましては、契約書の中に基づきます瑕疵担保責任という形になります。したがって、この費用につきましては全額メーカーが負担いたします。この責任につきましては、契約書上にございますように、明らかに施工業者の責任という形になっております。

それから、この2カ月間の停止の期間につきましてですけれども、こちらにつきましては昨年改修を行いましたように、現在、八幡平市の方に焼却委託の方を実施することで予定しております。それで、それによります町民の方々へのご負担等につきましては、昨年実施したとおりでございまして、通常どおりの集配というような形になりますので、事実上は何ら負担が生ずるものはないというように考えているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

何ら町民の方々にご迷惑をおかけしていないというような形ではないでしょ。つまり既に工事不良が発生しているわけですよ。そして、2カ月も稼働停止するのですよ。ですから、私はその辺あたりの考えが甘いのではないかと。どうですか、不良工事をやって、それでは企業で負担をすれば、みんな何も責任がないというようなことですか。では、この工事の管理はどなたがやったのですか。そういうような問題に私は尽きていくと思えますよ。ですから、やはり、こういったような工事不良の部分については、どこが管理責任の所在をとればいいのか。誰もないようなままでの、ただ、これを通過したらおかしいことではないですか。町が発注者ですよ。責任を持って、工事の暁には全部完全に工事が施工されたと思っていなければダメなのではないですか。私はそういうような甘い考えには些か疑問がございます。現に9月から10月まで2カ月間稼働停止ですよ。完全にあるべき姿が、そういったようなときに、ただ企業が負担すれば、それでOKだという考え方には真っ向から私は反対させていただきます。ですから、その辺のところはもう少し、工事の発注者である町では襟を正して、住民の方々には、このようなことで、このようになりますというようなことでないとおかしいのではないですか。これは総花的な予算書ではないですよ。私はそのように思います。人事のような感じしか私は受け止めることはできません。ですから、こういったような部分では、この工事のみならず、そういうようなことが発生したならば、他の工事にも結局同じ処理の仕方になるのではないですか。私は、そのように思っておりますが、どうですか、その辺の責任の所在とか、施工不良の再発防止策についても示していないのではないですか。もう一度お答えいただきたいと思えます。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

農林環境エネルギー課長。

**農林環境エネルギー課長（中村輝実君）**

ただいまのご指摘につきまして、再度また答弁させていただきます。

この件につきましては、業者が施工しましたあとに完成検査という形をとりまして、そして、町の方がその完成をしたというときに引き取るというような手続を則るものでございます。

今回この施工不良が発覚したものにつきましては、発注者でございます町の竣工検査、いわゆる完成検査の際に不良ではないかというような疑義をもちまして、その調査につきましての指示をして発覚したというものでございます。ですので、この内容につきましては、町の発注者の責任としまして、そういう不良な施設についてを、そのまま受け取るというようなことなく、きっちりと検査した上で、そういう不良箇所を見つけまして、それをメーカーの方に是正をさせるというような手続に則ったものでございます。

それから、もう1点、再発防止の関係でございますけども、今回この工事を実施するにあたりまして、メーカーの方とその原因についての調査結果に基づきまして、そのような同じような施工が起こらないように、まず、工事の工程会議の見直し、それから、

その現場管理を行っていた者について、今度は違う方の方で建てるということ、それから、工事が完成したあとも一定期間の観察、それから、観察によって何らかの不良がないかということをしつかりと検証するというようなことが今回再工事の条件として盛り込まれているところが、今度の再発防止策というよう形になっております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

町長にお伺いをいたしたいと思います。

このように、どこから見ても、やはり施工不良というような形での再施工になっているわけです。ですから、このような部分については、やはり、こういったような再施工にならないような工夫がぜひとも必要だと思いますし、向こうから、このように直しますと言ってきましたから、それでよしというような形にはならない、町に多大な迷惑をかけていますよね、私はそう思います。ですから、こういったような分については毅然とした、やはり町の姿勢も私は問われるのではないかと考えておりますが、こういったような部分についての責任の所在等については、町長はどのようにお考えでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、私の方からお答え申し上げます。

今、担当課長の方からも申し上げましたように、施工完成検査時点で不具合を発見したといいますか、そういう状況の中で、若干経過も見ながら、その対処ということで少し時間がかかった部分もあったわけではありますが、その中で、その工事の内容の報告等も受けながら、先ほど申し上げましたような内容を検討しながら、さらには今回の、まずひとつ、この工事に係る契約の中で、この事業をしつかりと完成させていただくと、そういう面では課題のあった部分を瑕疵担保責任の中でしつかりと完成させていただくというのが、まずひとつ大きな責任であると、このように思っておるところであります。したがって、現在その契約に基づいての修正工事といいますか、一部改修工事を進めなければならないことになっておるわけではありますが、その間、町民の皆様方には大変多大なるご不便ご迷惑をおかけすることになるわけがありますので、これにつきましては大変申し訳なく思っているところでもあります。いずれ、この契約に基づきまして、その一部修正の部分も含めてでございますが、しつかりと完成させていただいて、その上でさらに対処しなければならない部分等々については検討しなければならないと、このように思っているところでもあります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

### 柴田勇雄委員

いずれ、こういったような不良工事が他の工事にも波及しないような対応をぜひとっていただいて、一番迷惑を被るのは町民の方々なわけです。そういったようなことがないように私から嚴重にこういったような部分については注意をしながら工事にあたっていたいただきたいということで、この部分は終わります。

### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第26号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第26号、平成28年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第26号、平成28年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、午前11時5分まで休憩いたします。

（休憩時刻 10時54分）

（再開時刻 11時05分）

### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、日程第4、議案第27号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。



討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第27号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第27号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第27号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第28号、養護老人ホーム葛葉荘整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

議案の中に、契約の方法といたしまして、指名競争入札での結果のようでございますが、指名競争入札の入札結果について、どのような形で行われたのか、お伺いをいたしたいと思います。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

#### 総務企画課長（丹内勉君）

入札の状況でございますけれども、参加業者6社でございます、1回目の入札で落札でございました。落札金額は契約金額のとおり落札という状況でございます。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

分かりました。この議案との関連で、いろいろな工事入札結果の表をいただいているわけでございますけれども、この部分がなかったのので、あえて質問をさせていただきました。この関連のある部分については、議決しなければこの工期が始まらないという特殊性もあろうかとは思っておりますけれども、ぜひ、こういったようなリンクする部分につ

いては、もう既に入札結果が出ているわけですから、こういったようなもので入札状況をお知らせしていただければ有り難いと、このように思っているのですが、今後もこのように入札結果は添付しないまま出される予定なのか、お伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

申し訳ありません。資料の方、大変失礼いたしました。今後、添付するようにいたします。よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第28号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第28号、養護老人ホーム葛葉荘整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第28号、養護老人ホーム葛葉荘整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第29号、財産の取得に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第29号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第29号、財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第29号、財産の取得に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第30号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう、ご注意願います。質疑ありませんか。

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

現在、当町の人権擁護委員の方々の定数は何人になっているのか。あるいは、この人権擁護委員の候補者になるための年齢制限等はどのようになっているのでしょうか。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

#### 住民会計課長（村中英治君）

人権擁護委員の人数でございますが、定数といいますか、葛巻町の人口等から4名という枠といいますか、そういったようなものがございます。定数ということではございませんが、枠というような言い方をされておりますが、そういうものが4名となっております。現在3名の方が任命されているところでございます。

それから、年齢の関係でございますが、年齢制限というのがございまして、新任の候補者につきましては68歳以下の者ということになってございます。再任の候補者については75歳未満の者ということになっているところでございます。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

分かりました。ありがとうございます。

定数というような形ではなくて、その枠が4人というようなことで、現在3人というようなことですが、4人の中で欠けたような部分については、支障がなければ必要がないわけでございますが、ただ、枠が4人とあるというのであれば、欠けたような場合には速やかな補充等をやらなければ、この人権擁護委員としてのいろいろな活動ができにくいものではないかと考えますが、そういったような意味ではいかがなものでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

人権擁護委員につきましては、町は、あくまで候補者の推薦ということになってございます。この推薦につきましては、法務大臣から推薦してくださいという文書をいただいて、初めて推薦ができるということになってございまして、その文書を4月にいただいておりますが、そういった後の対応ということで、今回の議会にお願いしているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

それも分かりました。

例えば任期の起算なのですが、確か提案説明の際には28年10月1日から31年9月30日までの3年間ですよというように説明を受けたと思っておりますが、これについては、先ほど答弁の中にもありましたとおり、法務大臣が委嘱した日から任期が始まるというようなことになるのでしょうか。それとも、ここの分については、あくまでも候補者の推薦ですので、確か法務大臣の委嘱日が起算になるのかなとは思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

法務局の方からお伺いしているところによりますと、大臣の委嘱は年に4回ということで、4月、3カ月ごとにやっているということで、その都度ごと県内分について審査会があって、審査会で審査をした上でということで、随時推薦が上がったごとにということではなくて、その期間分を取りまとめて3カ月に一度ずつ手続をしているという、そういう流れでやっているということでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略し、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第30号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第30号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第30号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについては原案のとおり適任とすることに決定しました。

以上で、本日の審査日程はすべて終了し、本委員会に付託された事件は、全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

輝くふるさと常任委員会を閉会します。

ご苦勞様でございました。

(閉会時刻 11時17分)